

その他の支援等

人材確保支援

広島市長と厚生労働大臣が締結した「広島市雇用対策協定」に基づき、広島労働局(ハローワーク)と連携し、面接会の開催など、人材確保を支援します。

詳しくは、広島市ホームページ [企業誘致 人材確保支援](#)



本社機能の移転・拡充に係る固定資産税の軽減措置

広島県から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けて本社機能の移転・拡充を行う場合、固定資産税を軽減する優遇措置があります。

軽減後の固定資産税の税率(軽減前の税率は1.4%)

区分	東京23区からの移転	拡充
初年度	0% (課税免除)	0% (課税免除)
第2年度		0.467% (軽減前の1/3)
第3年度		0.933% (軽減前の2/3)

詳しくは、広島市ホームページ [本社機能移転](#)



広島市中小企業融資制度

市内の中小企業者を対象として、金融機関及び広島県信用保証協会と協調した融資制度を設けています。

詳しくは、広島市ホームページ [中小企業融資制度](#)



工場立地法の緑地面積率等の緩和

広島市内の産業団地と工業専用地域・工業地域において、平成29年度から緑地面積率等を緩和しています。

緑地面積率 20%→(緩和後)10% 環境施設面積率 25%→(緩和後)15%

本補助制度は、広島県の企業立地促進助成制度と併用することができます。

対象要件や助成内容など詳細については、広島県に直接お問合せください。

広島県商工労働局県内投資促進課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL 082-223-5151 E-mail syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

広島県の企業誘致ポータル [クルクル.広島](#)



お問合せ

広島市経済観光局 産業振興部 産業立地推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34

TEL 082-504-2241(直通) FAX 082-504-2259 E-mail sangyo@city.hiroshima.lg.jp

ひろしまプロモーションセンター

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3(市政会館4F 広島市東京事務所内)

TEL 03-3591-1292 FAX 03-3504-2804 E-mail kanto@city.hiroshima.lg.jp

企業立地促進 補助制度のご案内



「広島」に 立地する。

 広島市

広島市企業立地促進補助制度の概要

広島市では、市域内における事業所の設置の促進を図るとともに、広島広域都市圏における産業の集積及び雇用機会の拡大を促進し、圏域全体の経済の活性化を目的に「広島市企業立地促進補助制度」を設けています。

対象要件

広島市内で建物を賃借して事業所を開設し、下記の要件に該当すること。

区分	都市型サービス産業	本社機能の移転・拡充
業種	情報サービス業、インターネット附随サービス業、デザイン業、コールセンター業、BPOなど 注1	指定なし
事業要件	・圏域 注2 内初立地 又は ・大規模雇用(常用労働者50人以上)	地域再生法に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を広島県から受けたもの 注3
常用労働者 注4	・5人以上(中小企業は2人以上) かつ ・圏域 注2 内の他の事業所を廃止又は縮小する場合は、圏域 注2 全体で5人以上(中小企業は2人以上)増加	

補助内容

区分	都市型サービス産業	本社機能の移転・拡充
賃料 注5	事業所の賃料年額×補助率1/2(限度額1,000万円)×3年間 ※広島市と広島県の補助金を併用する場合 事業所の賃料年額×補助率 10/10 (限度額 2,000万円) × 3 年間	
事務所開設費 注6	中山間地・島しょ部 注7 へ進出する場合に限り 事務所開設費× 1/2 (限度額 300万円) ※コールセンターは除く。	なし

注1 対象業種は、日本標準産業分類に掲げる次の業種とする。

分類番号	業種名
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業
411	映像情報制作・配給業
415	広告制作業
416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
726	デザイン業
73	広告業
9294	コールセンター業
9299	他に分類されないその他の事業サービス業のうち、企業等の内部管理業務を集約的に行うサービス業

※設置する事業所で上記に属する事業を行っていただく必要があります。

注2 広島広域都市圏

経済面や生活面で深く結び付いている圏域内の28市町が連携し、国の連携中核都市圏制度に依拠しながら地域の資源を圏域全体で活用する様々な施策を展開することで、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超を目指します。

圏域を構成する市町(計13市17町)

- <広島県>
広島市 呉市 竹原市 三原市 三次市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 府中町 海田町 熊野町 坂町 安芸太田町 北広島町 大崎上島町 世羅町
- <山口県>
岩国市 柳井市 周防大島町 和木町 上関町 田布施町 平生町
- <島根県>
浜田市 美郷町 邑南町 飯南町 川本町

注3 詳しくは、広島県の企業誘致ポータル [クルクル.広島 地方拠点強化税制](#)

注4 雇用期間の定めのないもの又は1年以上継続して直接雇用されているものであり、かつ、雇用保険法に規定する被保険者をいう。

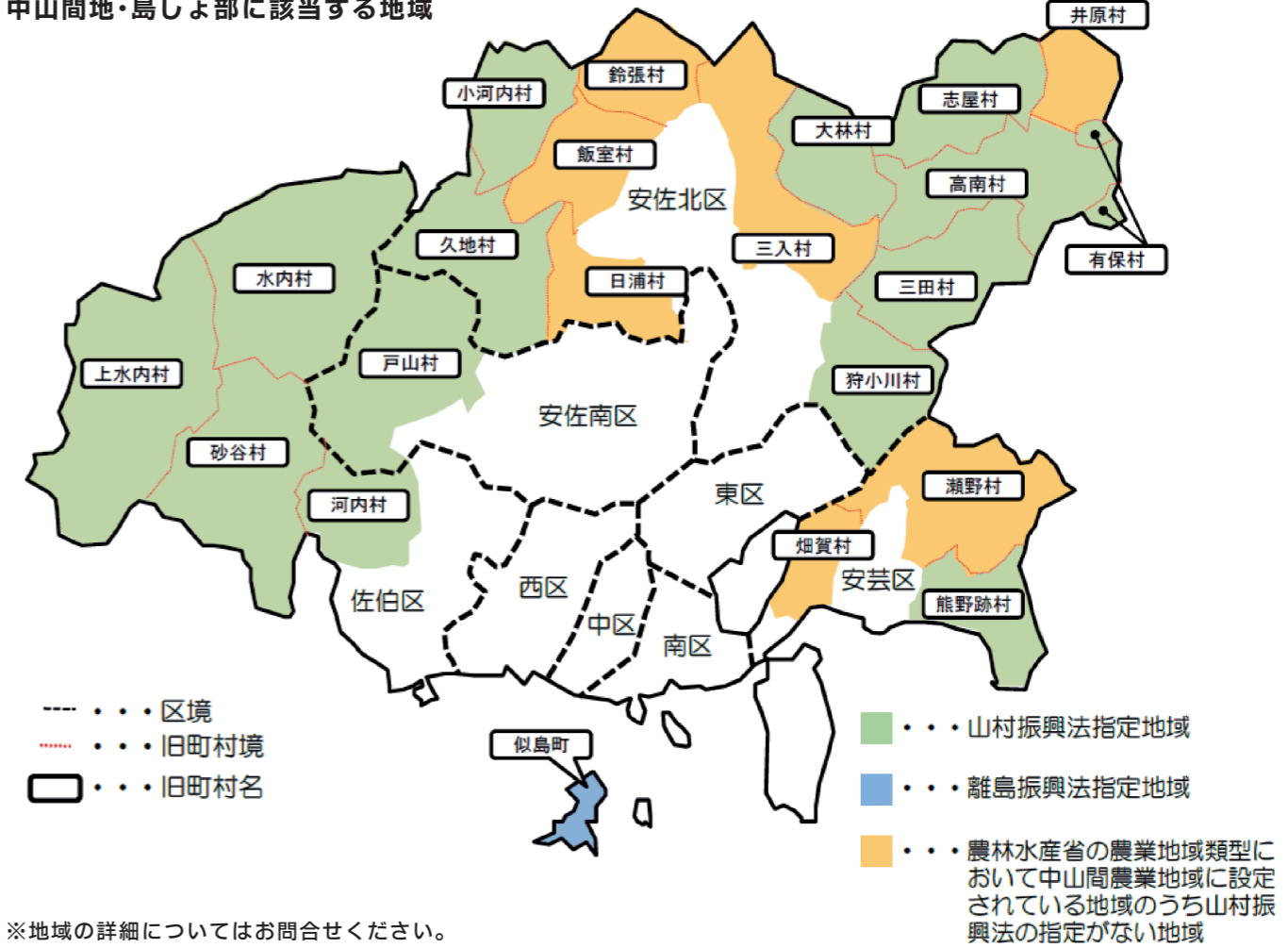
注5 消費税及び地方消費税並びに敷金、保証金、共益費その他これに類する経費を除く。

注6 補助対象事業所の用に供する家屋の改修費及び事務機器・通信機器を取得するために要する経費(当該経費に係る消費税及び地方消費税並びに土地の造成費、建物の取壊費、補助対象事業所の設計費及び市長が除外することが適当とするその他の経費を除く。)のうち、圏域内の事業者を支払った経費の総額をいう。

注7 山村振興法第7条の規定に基づき指定された振興山村地域、離島振興法第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域又は農林水産省の農業地域類型において中山間農業地域に設定された地域。下図参照



中山間地・島しょ部に該当する地域



※地域の詳細についてはお問合せください。

申請手続きなど

- 操業開始日の1ヶ月前までに、補助対象事業の指定申請を行う必要があります。
- 指定申請のあったものが補助対象事業として認められるかどうか、「広島市企業立地促進補助金交付審議会」に諮問します。
- 補助対象事業に指定された方は、補助金の交付を受ける年度ごとに、補助金交付の申請を行う必要があります。
- 補助対象事業に指定された方は、操業開始日から5年以上補助対象事業を継続する必要があります。

手続きの流れ



適用期間

- 本補助制度の適用期間は、令和6年4月1日～令和8年3月31日です。
- 適用期間内に指定申請をしていただく必要があります。